

○警察署並びに交番その他の派出所及び駐在所の設置及び廃止並びに名称、位置及び管轄区域の変更等の手続に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第16号

昭和34年6月30日

改正 平成7年12月6日警察本部訓令第30号、平成18年2月1日第1号

警察署、派出所及び駐在所の設置及び廃止並びに名称、位置及び管轄区域の変更等の手続に関する訓令を次のように定める。

警察署並びに交番その他の派出所及び駐在所の設置及び廃止並びに名称、位置及び管轄区域の変更等の手続に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察における警察署並びに交番その他の派出所及び駐在所（以下「交番等」という。）の設置及び廃止並びに名称、位置及び管轄区域の変更並びに臨時の交番その他の派出所（以下「臨時交番等」という。）を設置する場合の手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(警察署の設置、廃止及び移転等)

第2条 方面本部長は、警察署を設置し、又は廃止する必要があると認める場合は、次に掲げる事項を明らかにして北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申しなければならない。

- (1) 設置又は廃止を必要とする理由（必要と認める関係資料及び関係図面を添付すること。）
- (2) 設置又は廃止した場合に予想される警察運営上の影響
- (3) 施設の措置
- (4) 予算措置の概要
- (5) 関係地域の住民の意向
- (6) その他参考事項

2 方面本部長は、警察署の名称、位置及び管轄区域を変更する必要があると認める場合は、次に掲げる事項を明らかにして警察本部長に上申しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更を必要とする理由（位置及び管轄区域の変更の場合は関係図面を添付すること。）
- (3) その他参考事項

3 警察署長（以下「署長」という。）は、前2項に規定する事項について方面本部長（札幌方面にあつては警察本部長）に意見を申し立てることができる。

(交番等の設置、廃止及び移転等)

第3条 署長は、交番等を設置し、又は廃止する必要があると認める場合は前条第1項、名称、位置又は管轄区域を変更する必要があると認める場合は第2項の例により警察本部長に上申しなければならない。この場合において、札幌方面以外の署長にあつては当該方面本部長を経て上申するものとする。

2 方面本部長は、前項後段の場合において当該事業を審査し、これに意見を付

さなければならない。

(臨時交番等の設置)

第4条 臨時交番等を設置する場合の手続については、前条第1項の例によるものとする。この場合において、その設置を必要とする期間を付して上申しなければならない。

2 臨時交番等のうち、設置する期間がおおむね7日間以内のものについては署長、設置する期間がおおむね3月以内のものであって、かつ、その設置が恒例的のものについては方面本部長が前項の規定にかかわらずこれを設置することができる。

附 則

1 この訓令は、昭和34年7月10日から施行する。

2 警察署、派出所及び駐在所の設置及び廃止並びに名称、位置及び管轄区域の変更手続(昭和29年北海道警察本部訓令第26号)は廃止する。

3 この訓令施行の際、現に設置されている臨時派出所等は、この訓令の規定に基づいて設置されたものとみなす。

附 則(平成7年警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成7年12月6日から施行する。

附 則(平成18年警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。